

第 8 9 号議案

足立区西新井文化ホール条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 1 8 年 6 月 1 3 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区西新井文化ホール条例の一部を改正する条例
足立区西新井文化ホール条例（平成 5 年足立区条例第 5 5 号）の一部
を次のように改正する。

第 6 条各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改
める。

第 1 3 条を削り、第 1 4 条を第 1 3 条とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例
案を提出いたします。